

# COVID-19への対策としての外資規制の強化措置と 企業の倒産防止措置

クレイントン・ユッツ法律事務所

加納 寛之（パートナー）

鈴木 正俊（シニア・アソシエイト）

CLAYTON UTZ

2020年6月2日

© Clayton Utz

# 本セミナーのトピック

## 外資規制の強化措置

- 外資による投資案件の審査対象の拡大による規制強化と審査期間の伸長
- オーストラリアの企業や不動産が窮状に乗じて外資によって不当な値段や条件で買収されることを監視・抑制することが目的

## 企業の倒産防止措置

- 取締役の破産取引阻止義務の緩和措置
- 法定請求（statutory demand）の最低債権額と対応期間の変更
- COVID-19 感染拡大抑制のためのロックダウンによる企業の業績悪化による破綻を抑制することが目的

# 外資規制の強化措置

## 外資によるオーストラリア対内直接投資に関する連邦政府の方針

### 連邦政府の基本的立場

- 基本的に海外からの投資を歓迎
- 海外からの投資が国益に反する場合には投資の拒絶や反対取引を強制できる
- 一定の要件に該当する投資に関しては、外資審議委員会（**FIRB**）に対して届出を行い、承認を受ける必要

コロナ危機においても連邦政府の基本的立場は変わらない一方、コロナの影響による事業や不動産の価値の下落に乗じた外資による叩き買いを懸念

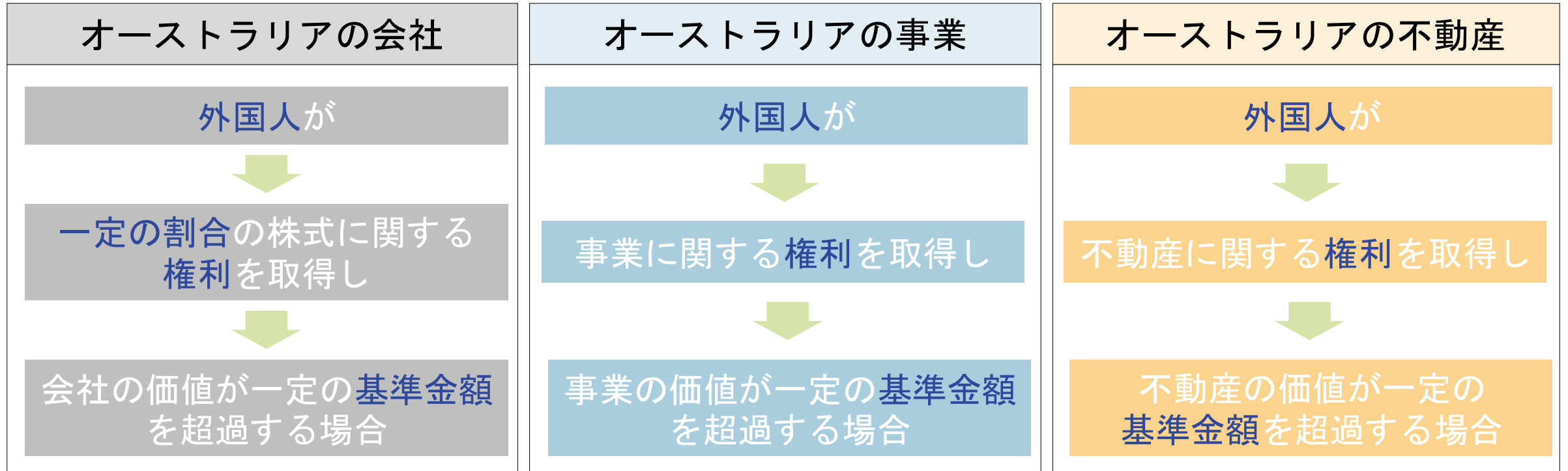


FIRBによる審査の対象となる外資投資案件の基準を厳格化

# 外資規制の強化措置

## FIRBの承認が必要となる取引 – 3つの基本的な要件

海外投資家による投資についてFIRBの承認が必要となる3要件（概略）




# 外資規制の強化措置

## FIRBの承認が必要となる取引 – 最初の2要件（外国人、権利と所得割合）

「外国人」・「取得割合」・「権利」の概略および注意事項

### 外国人

- オーストラリア非居住者（海外居住オーストラリア人を含む）
- 外国人が20%以上を持つ会社または信託の受託者**
- 複数の外国人が40%以上を持つ会社または信託の受託者
- 海外政府機関・海外政府系法人

 日本企業のオーストラリア子会社やオーストラリア企業との合併会社（日本企業の持分が20%以上の場合）も含む

### 取得割合

#### 取得対象が会社の場合

- 単独の投資家で20%以上**
- 複数の投資家で40%以上

対象会社が**アグリビジネス**（農林水産業や一定の食品加工業）の場合、**原則として10%以上**となるが、取得者と対象会社との関係によってはそれより低い持分割合の取得もFIRB承認の対象となる

### 権利

取得対象となる会社株式・事業・不動産に関する以下の権利が含まれる

- 所有権**
- オプション
- 不動産について**5年を超える賃借権**や**非排他的な使用权**
- 担保権**（金融機関による融資の担保目的のものは除外）

# 外資規制の強化措置

## FIRBの承認が必要となる取引 – 3つ目の要件（金額基準）

民間（非政府系）の日本の投資家による投資の場合の金額基準の概要

会社・事業	アグリビジネス	買収金額 + 既に保有している対象会社・資産価値の合計	A\$60 million
	センシティブ産業（通信、運輸、国防、暗号技術産業など）	会社 → 全資産または発行済全株式の価値のいずれか高い方	A\$275 million
	その他の会社・事業	事業 → 買収金額	A\$1,192 million
不動産	農業用地	不動産の価値 + 投資家が既に所有している他の農業用地の価値の総額	A\$15 million
	商業用地（建物付）	不動産（または取得不動産の権利）の価値	A\$1,192 million
	低基準値適用商業用地（港湾などのインフラなど）		A\$60 million
	商業用地（更地）		A\$0（価値に関係なく承認が必要）
	住宅用地		
	鉱業権（探査・探鉱権を除く）		



- 直接的に対象資産を取得するエンティティがFTA加盟国でない場合（例えば日本企業のオーストラリア子会社が取得ビークルとなる場合）、異なる基準金額が適用される。
- 特定の産業における会社や事業の取得についての例外あり

# 外資規制の強化措置

## コロナ危機における金額基準の変更

### 金額基準の変更

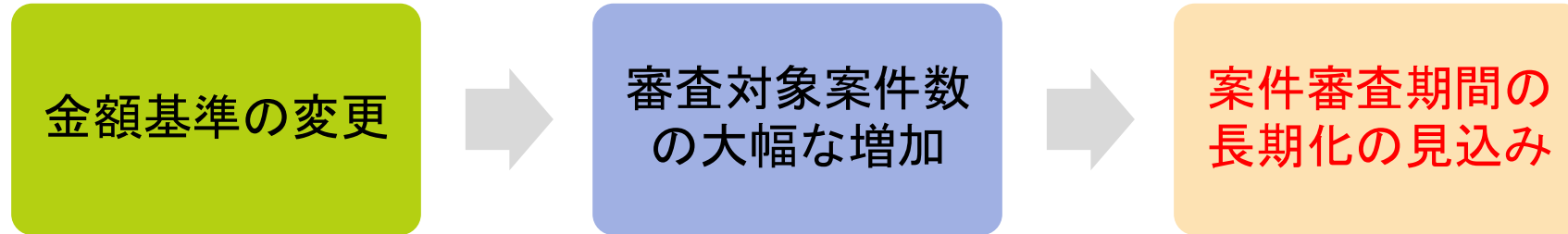
2020年3月29日の22:30（キャンベラ時間）より、あらゆる買収案件について適用される金額基準がゼロになった。

この措置はいつまで継続されるか？

- 連邦政府は、この措置が一時的なものであると発表しているが、終了時期について具体的な日程や時期を示していない。
- 法令上も、この措置の終了時期は明記されていない。
- この措置の目的が、コロナ危機による事業や不動産の価値の下落に乗じた外資による叩き買いを監視・抑制するものであることから、コロナ危機解除後も経済状況のある程度の回復が見込まれるまでは、この措置が継続される可能性があると考えられる。

# 外資規制の強化措置

## 審査期間の長期化



### 審査期間

- FIRBは、審査期間が最長 **6か月程度**に延長される可能性があることを言及
- コロナ危機以前は、通常は長くても3か月程度
- FIRBは、**オーストラリアの事業や雇用を保護・促進する投資案件を優先的に審査**することを言明

### 法的枠組み

- 審査期間に関する法令自体の変更はなく、既存の法的枠組みを使った期間の延長措置がなされる
- 審査期間延長の方法は以下の2つ
  - 申請者（投資家）による「任意の」期間延長申請
  - 財務大臣による期間延長命令（最大90日の延長）
- 実務上は、コロナ危機前から「任意の」期間延長を行う運用がなされている



# 外資規制の強化措置

## 実務上の特筆事項

### 承認済み案件

金額基準変更前に FIRB の承認が出ていた取引については、決済が変更後に予定されていても FIRB の承認を新たに得る必要はない。

### 締結済み契約

金額基準の変更前に、対象会社・事業・不動産の価値が基準金額より下回っていたために FIRB の承認を必要としなかった取引を行う契約（例: A\$50m のオフィスビルの売買契約）が締結されていた場合は、この取引の決済が変更後に予定されていても、FIRB の承認を得る必要はない。

### 新会社設立

海外投資家（非政府系）による新会社設立には FIRB の承認を必要としない。

### 申請手数料返金

金額基準変更に基づく審査期間の延長が見込まれること等を理由に、FIRB に申請していた取引を中止する場合には、申請手数料の返金を認める姿勢を示している。（これまで FIRB は、手数料の返金は理由のいかんを問わず一切認めていなかった。）

# 外資規制の強化措置

## 実務上の影響と対策

### 実務上の影響

承認の可否や審査基準の  
不確実性の増大

FIRB の申請が必要になる  
ことによる取引の遅延

申請手数料 + 弁護士費用  
による取引のコスト増

### 実務上の対策

#### スケジュール

- FIRB の審査期間を見込んだ取引のスケジュール調整
- 可能な限り早めに FIRB 承認申請を行う（本契約締結前でも可）
- FIRB 申請前後における売主の協力（主に情報提供）要請

#### 売買契約条項

- FIRB の承認を決済の前提条件とする
- 余裕を持った sunset date 設定
- 価格調整条項（契約締結から決済までの期間が長くなるため）

#### 申請内容

- FIRB からの質問や追加情報請求を最小限に抑えるよう、できる限り多くの関連情報を申請書に盛り込むようにする
- 投資案件がオーストラリアの事業や雇用、ひいてはオーストラリア経済に及ぼすプラス面を強調する

#### 取引形態

- ビジネス的に可能であれば、FIRB 承認が必要にならないように取引を構成する（例：賃貸借契約の期間を5年以内にする）

# 企業の倒産防止措置

## 取締役の破産取引阻止義務

### 義務の概要

会社による破産取引を阻止する義務

### 破産取引

会社が支払不能であるとき、又はこれ以上債務を負うと支払不能に陥る可能性があるときに、更なる債務を負う取引

\* 支払不能：弁済期が到来した債務を弁済することができない状態

### 主観的要件

- 会社が支払不能であるか、これ以上債務を負うと支払不能に陥ることが疑われる合理的な理由があると認識している場合
- 取締役と同じ立場にある合理的な者であれば、このような理由を認識できた場合

### 義務違反の結果

- 民事制裁
- 刑事罰（違反に不誠実な要素がある場合）
- 会社経営の禁止
- 会社の破産により損害を蒙った無担保債権者の損害賠償

とりわけ最後の点は、取締役が会社の債務に対して個人責任を負うという重大なリスク

破産取引阻止義務に違反すると取締役が個人責任を負うという重大なリスクがあるため、オーストラリアでは会社が支払不能に陥ると、取締役が自ら会社の倒産手続を開始することが通常（少なくとも法制度上は予定されている）

# 企業の倒産防止措置

コロナ危機への対応として導入された時限的セーフハーバー

## 時限的セーフハーバーの内容

2020年3月25日からの6か月間において、**会社の事業の通常のプロセスで負った債務**については、会社の取締役は破産取引阻止義務の適用が免除される

## 「会社の事業の通常のプロセスで負った債務」とは

会社の事業を継続させるために必要な債務をいう

- 例:
- ビジネスをオンラインに移行させるための必要資金の借入
  - コロナウイルスの影響を受ける期間における従業員に対する給与債務

- ✓ コロナ危機により支払不能に陥った会社の取締役が破産取引阻止義務の違反を恐れて倒産手続に入ることを防ぐための措置
- ✓ 2020年3月25日に導入された6か月間の**時限措置**
- ✓ **時限措置が切れる2020年9月25日までに支払不能を解消するように会社の事業態勢・財務状況を整える必要がある**
- ✓ 時限措置が切れる9月25日までに支払不能を解消できない場合、取締役は倒産手続を開始するか、**従来のセーフハーバー**を利用する必要がある



# 企業の倒産防止措置

## 従来のセーフハーバー

2017年9月に（つまりコロナ危機とは関係なく）導入された破産取引阻止義務の適用免除規定

### 従来のセーフハーバーを利用するための要件

- 会社が支払不能であることが疑われた後、**会社の状態を改善する合理的な可能性がある措置**を開始すること
- 会社が**この措置に直接または間接に関連して債務を負い**、債務はこの措置を行っている間に発生すること
- 税務申告を適切に行っており、従業員の給与を適切に支払っていること



取締役の採った措置が会社の状態を改善する合理的な可能性がある措置といえるか否かについては、取締役が適切に会社の財務状況を把握していたか、適切な専門家からアドバイスを受けていたか、具体的な再建計画を作成・履行したか、などが考慮される

### 導入の背景

- 取締役は、破産取引阻止義務の違反のリスクをおそれ、借入を伴う積極的な経営再建の試みようとはせず、**比較的早い段階で倒産手続を開始しようとする傾向がある**
- 経営再建が実際には可能であった場合でも倒産手続が開始され、**かえって会社の事業価値が毀損されていた可能性がある点**が問題視されていた
- そこで経営再建措置を採っている間に負った債務について破産取引阻止義務の適用を免除するセーフハーバーを導入した

オーストリアの会社の取締役は、時限措置が切れる2020年9月25日までに支払不能を解消するか、又は、経営再建措置（会社の状態を改善する合理的な可能性がある措置）を開始しておく必要がある

# 企業の倒産防止措置

## Statutory demand（法定請求）の制度

### Statutory demandとは

債権者が会社に対して債務の履行を求める法定の通知書

- オーストラリアの会社に対する債権回収の方法として一般的に使用されている
- 法定の書式:
  - 債権者（または代理人）が署名
  - 支払いを求める債権とその金額を特定
  - 受領後 21 日以内の債務の支払いの要求
  - 債務の支払期日が到来していることを証言する宣誓供述書（affidavit）を添付
- 対象債権額は A\$2,000 以上でなければならない

### Statutory demandの効果

#### 法的効果

債務会社が受領後 21日以内に請求金額を支払わない場合:

- 会社は**支払不能であるとみなされる**
- 債権者は、会社の清算を裁判所に申請する際、会社が**支払不能であることを立証する必要がなくなる**



債権の有無や金額について会社が争う場合には、会社は裁判所に statutory demandの取消を申請することができる。

#### 実務的効果

#### 債権者の立場

- 債務会社に対する多大なプレッシャーを与えられる
- 会社の清算の申請手続の時間・金銭・労力を節約できる

#### 債務者の立場

- Statutory demandの支払い（または裁判所への取消の申請）を優先する必要性

# 企業の倒産防止措置

コロナ危機への対応として導入されたStatutory demandの時限的な制度変更

Statutory demandの制度変更

Statutory demand  
の対象となる債権  
の最低金額

A\$2,000



**A\$20,000**

債務会社に与えら  
れる支払猶予期間

21日



**6か月**

- ✓ コロナ危機により資金繰りが悪化して支払いができなくなった企業がstatutory demandによって簡単に倒産に追い込まれないようにするための措置
- ✓ 2020年3月25日に導入された6か月間の**時限措置**



債権者の立場からすると、今回の制度変更により、債権回収におけるstatutory demandの有効性が減った  
債務者の立場からすると、今回の制度変更により、statutory demandから受けるプレッシャーが減った

# 企業の倒産防止措置

## 倒産防止措置のポイントと対応

### 時限措置

- コロナ危機への対応として導入された時限的セーフハーバーも statutory demandの制度変更のいずれも6か月間（2020年9月25日まで）の**時限措置**
- これらの措置の期限の延長がされる可能性もあるが、延長されるかどうかは今後の経済状況や政治判断によるため、債権者も債務者もこれらの措置が延長されることを前提とすべきではない

### 債務者

- 2020年9月25日までの猶予期間内に statutory demandを受領しても6か月間は支払不能が推定されない
- 猶予期間内に支払不能を解消するか、又は従来からあったセーフハーバーの適用を受けられるように、経営再建措置（会社の状態を改善する合理的な可能性がある措置）を開始する必要がある
- 支払不能を解消することができない、又はその見込みがないのであれば、倒産手続（再建型の任意管財手続を含む）の申立ても視野に入れる

### 債権者

- 2020年9月25日までの猶予期間は、支払不能の状態であっても事業を継続する会社が出てくるので、債権管理に注意が必要
- 猶予期間内は支払が滞った債務会社に対して statutory demandを出しても6か月間は支払不能の推定を得ることはできない（ただ、それでも statutory demandを出しておくことには意義がある）
- 猶予期間内でも、債権について裁判手続により確定判決を得て強制執行したり、担保権を実行することは妨げられない



[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)